

上越市若者奨学金返還支援助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 1 2 号

上越市若者奨学金返還支援助成金交付規則の一部を改正する規則

上越市若者奨学金返還支援助成金交付規則（令和 5 年上越市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「返還している者」の次に「（当該奨学金の返還を開始した年度の末日時点の年齢が満 2 9 歳に達する年度までに当該奨学金の返還を開始した者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「において満 3 0 歳」を「の年齢が、次の表の左欄に掲げる奨学金の貸与を受けていた期間に在学していた大学等を卒業した年度（大学を卒業した年度の翌年度以降に大学院に入学し、卒業した場合その他複数の大学等に在学した場合にあっては、最後に卒業した大学等を卒業した年度をいう。）の末日時点の年齢（以下「卒業年齢」という。）の区分に応じ、同表右欄に掲げる年齢」に改め、同号に次の表を加える。

卒業年齢	交付年度の年齢
満 2 3 歳以下	満 3 0 歳
満 2 4 歳	満 3 1 歳
満 2 5 歳	満 3 2 歳
満 2 6 歳	満 3 3 歳
満 2 7 歳	満 3 4 歳
満 2 8 歳	満 3 5 歳

第 5 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の登録申請は、登録を受けようとする年度の末日時点の年齢が満 3 0 歳に達する年度までに行わなければならない。

第 6 条第 1 項中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に改める。

第 1 号様式中

「

卒業・修了時期	年 月
---------	-----

を

」

卒業・修了年月	年 月	卒業・修了 時 点 の 年 齢	歳	に、
---------	-----	--------------------	---	----

☐ 本市から奨学金の貸与を受けましたが、返還免除の対象となっておりません。	
☐ 市内に居住していることを確認するため、 を閲覧することに同意します。（同意しない場合は、1か月以内に交付された 住民票の写しを添付してください。）	課の職員が住民基本台帳
☐ 市税の滞納がないことを確認するため、 することに同意します。	課の職員が納税状況を閲覧

(個人情報の取扱いに関する同意)	
☐ 交付対象者の登録の審査のため、 は確認をすることに同意します。	課の職員が、次の公簿等の閲覧又
(1) 住民基本台帳 (2) 納税状況 (3) 本市が貸与する奨学金の返還免除の状況	に

改める。

第5号様式中

☐ 本市から奨学金の貸与を受けましたが、返還免除の対象となっておりません。	
☐ 市内に居住していることを確認するため、 を閲覧することに同意します。（同意しない場合は、1か月以内に交付された 住民票の写しを添付してください。）	課の職員が住民基本台帳
☐ 市税の滞納がないことを確認するため、 することに同意します。	課の職員が納税状況を閲覧

(個人情報の取扱いに関する同意)	
☐ 助成金の交付の審査のため、 認をすることに同意します。	課の職員が、次の公簿等の閲覧又は確
(1) 住民基本台帳 (2) 納税状況 (3) 本市が貸与する奨学金の返還免除の状況	に

改める。

附 則
 (施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上越市若者奨学金返還支援助成金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付申請のある助成金の交付について適用し、同日前に交付申請のあった助成金の交付については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第 1 号様式及び第 5 号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第 1 号様式及び第 5 号様式に相当する様式として使用することができる。